

# 事例集

項目1 庁舎等におけるバリアフリー基準への対応状況.....	1 頁
1 視覚障害者移動等円滑化経路 .....	1 頁
<b>事例 1</b> 基準上は求められていないが、案内設備から視覚障がい者の利用が特に多いと想定される案口まで延長して視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているもの.....	1 頁
<b>事例 2</b> 道から庁舎案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックが全くないもの.....	2 頁
<b>事例 3</b> 視覚障害者誘導用ブロックの付近に障害物があり、障がい者が円滑に移動できないおそれがあるもの.....	3 頁
2 移動等円滑化経路.....	4 頁
<b>事例 4</b> 基準上は求められていないが、便所に至る廊下に手すりを設置しているもの.....	4 頁
<b>事例 5</b> 庁舎の玄関前に3センチメートルの段差があり、高齢者等が転倒するおそれがあるもの.....	5 頁
<b>事例 6</b> 移動等円滑化経路上の排水溝の蓋のスリット幅が広いため、車いすのキャスター等が挟まり転倒するおそれがあるもの.....	6 頁
<b>事例 7</b> 車いす使用者便房に至る便所内の通路の一部が狭く、車いすが円滑に移動できないもの.....	7 頁
<b>事例 8</b> エレベーターが障がい者用設備を備えておらず、高齢者、障がい者が円滑に移動できないおそれがあるもの.....	8 頁
3 敷地内通路.....	9 頁
<b>事例 9</b> 敷地内の段の路面の端が周囲と明度差がなく、利用者が容易に識別できず転倒のおそれがあるもの.....	9 頁
4 駐車場.....	10 頁
<b>事例 10</b> 基準上は求められていないが、雨天時に支障なく庁舎へ移動できる車いす使用者用駐車施設としているもの.....	10 頁
<b>事例 11</b> 来客用駐車場がないが、車いす使用者が事前連絡すれば対応することをホームページに記載して公用車駐車場で対応しているもの.....	11 頁
<b>事例 12</b> 車いす使用者用駐車施設の区画の一部に未舗装部分や蓋のスリット幅が広い排水枠があり、車いす使用者の乗降に支障が生じるおそれがあるもの.....	12 頁
<b>事例 13</b> 車いす使用者用駐車施設に駐車区画線がなく、隣接する視覚障害者移動等円滑化経路との間に車止め等もないため、安全に利用できないおそれがあるもの.....	13 頁
<b>事例 14</b> 来客用駐車場に車いす使用者用駐車施設を設けていないもの.....	14 頁
5 便所.....	15 頁
<b>事例 15</b> オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者等)対応の水洗器具を設けた便房を設けていないもの.....	15 頁

項目2 高齢者、障がい者等に配慮したソフト面での対応状況.....	16 頁
<b>事例 16</b> ホームページで所在地案内を行っている 38 機関等のうち 16 機関等が、各種設備等のバリアフリー情報の提供を未実施.....	16 頁
<b>事例 17</b> 調査対象の 27 庁舎全てが、大阪府からの制度周知前のため、大阪府の障害者等用駐車区画利用証制度の協力施設に未登録.....	17 頁

事例 18	調査対象 46 機関等のうち 15 機関等が、庁舎、受付又はホームページに「ほじ よ犬マーク」など身体障害者補助犬受入れの表示未実施.....	17 頁
-------	--	------

項目3 庁舎利用者に対する安全対策の推進.....	18 頁
(1) 防火管理.....	18 頁
<b>事例 19</b> 利用者の避難誘導を想定した訓練など火災発生時の利用者の安全確保のた めの積極的な取組を行っているもの.....	18 頁
<b>事例 20</b> 防火管理者が消防計画の引継ぎ未実施(1機関等)、消防訓練を未実施(5機 関等)、消防用設備の点検で判明した不備を未改善(3施設等)など防火管理対 策が不適切なもの.....	18 頁
(2) AEDの設置及び維持管理.....	19 頁
<b>事例 21</b> 調査対象 46 機関等のうちAED設置は 29 機関等(63.0%)、AEDの設置は増加 傾向.....	19 頁
<b>事例 22</b> 日常点検未実施(1機関等)、道路に面した庁舎にAEDマークが未表示(3機関 等)、AED設置情報の未登録(10 機関等).....	19 頁

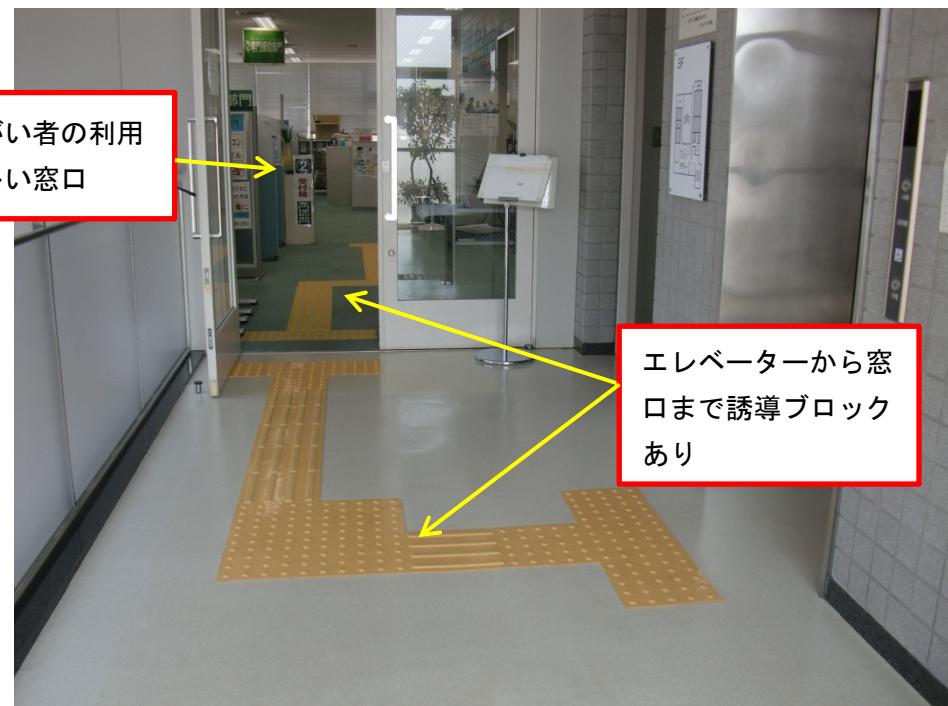
## 項目1 庁舎等におけるバリアフリー基準への対応状況

### 1 視覚障害者移動等円滑化経路 （視覚障がい者が円滑に利用できる経路）

#### 事例1（推奨事例）

バリアフリー基準上は求められていないが、案内設備から視覚障がい者の利用が特に多いと想定される窓口まで延長して視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているもの

（1 庁舎：池田公共職業安定所）



## 事例2(問題事例)

道から庁舎案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックが全くないもの  
(3庁舎:東大阪労働基準監督署、布施公共職業安定所、なにわ自動車検査登録事務所)



【東大阪労働基準監督署の例】

### 事例3(問題事例)

視覚障害者誘導用ブロックの付近に障害物があり、障がい者が円滑に移動できないおそれがあるもの  
(3 庁舎：大阪第2法務合同庁舎、大阪法務局池田出張所、北大阪労働基準監督署)



【 大阪第2法務合同庁舎の例 】

## 2 移動等円滑化経路（高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路）

### 事例 4（推奨事例）

バリアフリー基準上は求められていないが、便所に至る廊下に手すりを設置しているもの

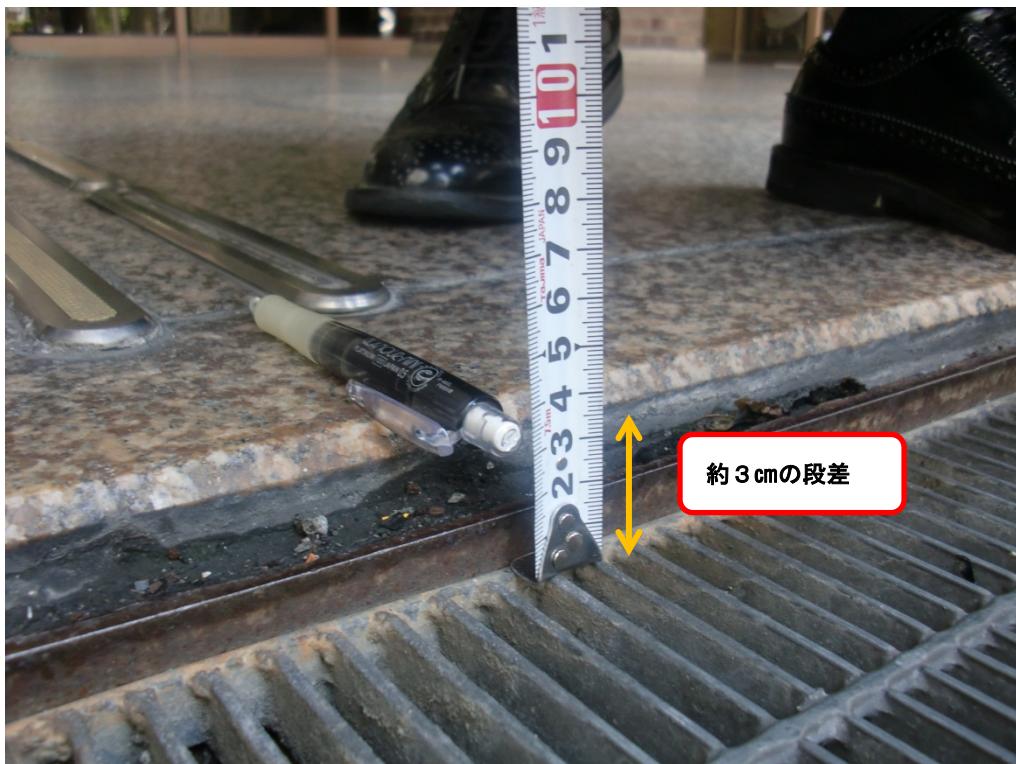
（1 庁舎：大阪中央労働基準監督署）



## 事例5 (問題事例)

庁舎の玄関前に3センチメートルの段差があり、高齢者等が転倒するおそれがあるもの

(1 庁舎：大阪第2法務合同庁舎)



## 事例 6 (問題事例)

移動等円滑化経路上の排水溝の蓋のスリット幅が広いため、車いすのキャスター等が挟まり転倒するおそれがあるもの

(4 庁舎：大阪法務局池田出張所、大阪合同庁舎第1号館、東大阪税務署、なにわ自動車検査登録事務所)



【大阪法務局池田出張所の例】

※ 蓋のスリット幅は、杖先や車いすのキャスター等が落ちない2cm以下が望ましい。  
【国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」2・1・1（3）】

## 事例 7 (問題事例)

車いす使用者便房に至る便所内の通路の一部が狭く、車いすが円滑に移動できないもの

(2 庁舎：大阪合同庁舎第2号館、大阪第2法務合同庁舎)

水飲み器の給水管バルブと目かくし板の間隔が 65 cm しかなく【左】、車いす (69cm) が通れない【右】。



【大阪合同庁舎第2号館の例】

## 事例8 (問題事例)

エレベーターが障がい者用設備を備えておらず、高齢者、障がい者が円滑に移動できないおそれがあるもの  
(1 庁舎：大阪第2法務合同庁舎)

車イスに乗ったままで操作できるボタンや、音声案内設備などが全くない。



### 3 敷地内通路

#### 事例9（問題事例）

敷地内の段の路面の端が周囲と明度差がなく、利用者が容易に識別できず転倒のおそれがあるもの

（3庁舎：大阪法務局池田出張所、大阪合同庁舎第4号館、池田公共職業安定所）



【大阪法務局池田出張所の例】

## 4 駐車場

### 事例 10 (推奨事例)

バリアフリー基準上は求められていないが、雨天時に支障なく庁舎へ移動できる車いす使用者用駐車施設としているもの

(4 庁舎：堺地方合同庁舎、天王寺合同庁舎、大阪港湾合同庁舎、大阪法務局枚方出張所)



【堺地方合同庁舎の例】

## 事例 11(推奨事例)

来客用駐車場がないが、車いす使用者が事前連絡すれば対応することをホームページに記載して公用車駐車場で対応しているもの  
(1 庁舎：豊能税務署)

### 大阪国税局のホームページの庁舎のバリアフリー施設一覧（豊能税務署部分）

The screenshot shows the official website of the Osaka National Tax Bureau ([www.nta.go.jp/osaka/guide/zeimusho/barrier\\_free\\_osaka.htm#asahi](http://www.nta.go.jp/osaka/guide/zeimusho/barrier_free_osaka.htm#asahi)). The page displays a list of barrier-free facilities available at the Toyono Tax Office, including elevators, Braille paving, wheelchair ramps, accessible toilets, baby change areas, and exchange desks. A note at the bottom states that no guest parking is available, and visitors in wheelchairs should contact the office in advance. A blue arrow points from the explanatory text below to the '備考' (Remarks) section of the table.

税務署名	施設一覧	備考
豊能		来客用駐車場はありません。お体の不自由な方で車で来署される場合は、事前にご連絡ください。

### ホームページの説明文

「来客用駐車場はありません。お体の不自由な方で車で来署される場合は、事前にご連絡ください。」

## 事例 12(問題事例)

車いす使用者用駐車施設の区画の一部に未舗装部分や蓋のスリット幅が広い排水枠があり、車いす使用者の乗降に支障が生じるおそれがあるもの（2 庁舎：池田公共職業安定所、淀川労働基準監督署）



【池田公共職業安定所の例】

※ 蓋のスリット幅は、杖先や車いすのキャスター等が落ちない2cm以下が望ましい。  
【国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」2・1・1(3)】

### 事例 13 (問題事例)

車いす使用者用駐車施設に駐車区画線がなく、隣接する視覚障害者移動等円滑化経路との間に車止め等もないため、安全に利用できないおそれがあるもの  
(1 庁舎：淀川労働基準監督署)

駐車区画線の表示がなく、誘導ブロックとの間に車止めやフェンスもないため、通路にはみ出しや事故のおそれがある



玄関

視覚障害者  
移動等円滑  
化経路

## 事例 14 (問題事例)

来客用駐車場に車いす使用者用駐車施設を設けていないもの  
(1 庁舎 : 東大阪労働基準監督署)



来客用駐車場に、車いす  
使用者用駐車施設がない  
(車いすマークの表示、  
必要な幅（3.5メートル）  
がない)

## 5 便所（車いす使用者用便房）

### 事例 15（問題事例）

オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を設けていないもの

（16 庁舎：大阪合同庁舎第 2 号館、同第 4 号館、天王寺合同庁舎、大阪第 2 法務合同庁舎、大阪法務局池田出張所、同枚方出張所、労働基準監督署（大阪中央、淀川、北大阪、東大阪）、公共職業安定所（大阪西、淀川、池田、布施）、淀川河川事務所、なにわ自動車検査登録事務所



【大阪合同庁舎第 4 号館の例】

※参考（オストメイト対応の水洗器具）

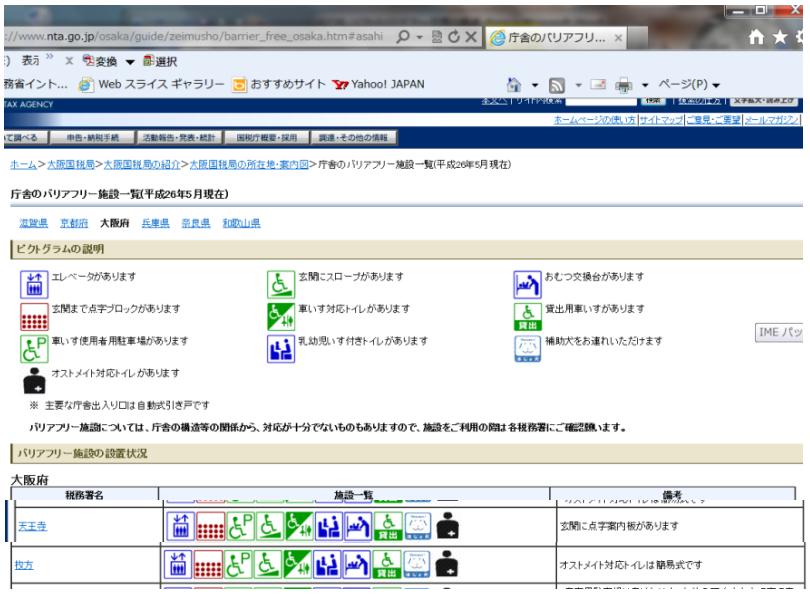


## 項目2 高齢者、障がい者等に配慮したソフト面での対応状況

**事例 16** ホームページで所在地案内を行っている38機関等のうち16機関等が、各種設備等のバリアフリー情報の提供を未実施(16機関等)

機関等名	事例の内容
大阪法務局(天王寺出張所、池田出張所、枚方出張所、東大阪支局、堺支局を含む。)、大阪入国管理局、近畿財務局、大阪税關、近畿厚生局(第1庁舎、第2庁舎)、近畿地方整備局(淀川河川事務所を含む。)、近畿運輸局(大阪運輸支局、なにわ自動車検査登録事務所を含む。)	<p>庁舎のバリアフリー情報等を記載したホームページがなく、利用者が事前にバリアフリー設備等の整備状況確認ができないものとなっている。</p> <p>なお、他の地方の同種機関では、バリアフリー情報をホームページで提供しているものがみられる。</p> <p>○ ホームページでバリアフリー情報を提供している他の地方の機関  <b>【高知地方法務局】</b><a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/kochi/frame.html">http://houmukyoku.moj.go.jp/kochi/frame.html</a></p> 

**【推奨事例】**ホームページでバリアフリー設備等について積極的に情報提供(22機関等)

機関等名	事例の内容(代表例)
東税務署、天王寺税務署、豊能税務署、枚方税務署、東大阪税務署、堺税務署  ※同様の取組み: 大阪労働局(第1庁舎、第2庁舎)、労働基準監督署(大阪中央、淀川、北大阪、東大阪、堺)、公共職業安定所(大阪西、淀川、池田、門真、布施、ハローワークプラザ布施駅前、堺)、近畿管区行政評価局(年金記録確認近畿地方第三者委員会含む)	<p>国税局ホームページ(<a href="http://www.nta.go.jp/osaka/guide/zeimusho/barrier_free_osaka.htm#">http://www.nta.go.jp/osaka/guide/zeimusho/barrier_free_osaka.htm#</a>)において、①エレベーター、②点字ブロック、③車いす使用者用駐車場、④オストメイト対応トイレ、⑤玄関スロープ、⑥車いす対応トイレ、⑦乳幼児いす付きトイレ、⑧おむつ交換台、⑨貸出用車いす、⑩身体障害者補助犬について図記号及び文字情報で情報提供</p> 

**事例 17 調査対象の 27 庁舎全てが、大阪府からの制度周知前そのため、大阪府の障害者等用駐車区画利用証制度の協力施設に未登録**

機関等名	事例の概要
大阪合同庁舎第 1 号館、同第 2 号館、同第 3 号館、同第 4 号館、大阪第 2 法務合同庁舎、大阪港湾合同庁舎、天王寺合同庁舎、堺地方合同庁舎 大阪法務局池田出張所、同枚方出張所、同東大阪支局、大阪入国管理局、天王寺税務署、豊能税務署、枚方税務署、東大阪税務署、大阪中央労働基準監督署、淀川労働基準監督署、東大阪労働基準監督署、北大阪労働基準監督署、大阪西公共職業安定所、淀川公共職業安定所、布施公共職業安定所、池田公共職業安定所、淀川河川事務所、大阪運輸支局、なにわ自動車検査登録事務所	今回調査対象の国の 27 庁舎における大阪府駐車区画利用証制度の協力施設の登録状況を調査したところ、大阪府の国の機関に対する同制度の周知前であつたことから登録は皆無となっており、調査対象外の国の庁舎についても協力施設としての登録はみられなかつた。 ちなみに類似の制度を実施している 31 府県のホームページ上では、22 府県で 323 の国の行政機関の協力施設登録を確認できた。

**事例 18 調査対象 46 機関等のうち 15 機関が、庁舎、窓口又はホームページに「ほじょ犬マーク」など身体障害者補助犬受入れの表示未実施**

機関等名	「ほじょ犬マーク」の表示状況		
	庁舎入口	執務室入口・窓口	ホームページ
大阪合同庁舎第 1 号館	×	—	—
同 第 2 号館	×	—	—
同 第 4 号館	×	—	—
堺地方合同庁舎	×	—	—
大阪第 2 法務合同庁舎	×	—	—
大阪港湾合同庁舎	×	—	—
近畿財務局	—	×	×
大阪税關	—	×	×
堺税務署	—	×	○
近畿厚生局（第 2 庁舎）	—	×	×
近畿地方整備局	—	×	×
淀川河川事務所	×	×	×
近畿運輸局	—	×	×
大阪運輸支局	×	×	×
なにわ自動車検査登録事務所	×	×	×
合計 15 機関等	9	9	8

## 項目3 庁舎利用者に対する安全対策の推進

### (1)防火管理

**事例 19 利用者の避難誘導を想定した訓練など火災発生時の利用者の安全確保のための積極的な取組を行っているもの（6 機関等）**

実施機関等名	取組の内容（代表例）
大阪第2法務合同庁舎、大阪法務局枚方出張所、大阪法務局東大阪支局	毎年の消防訓練の中で、庁舎利用者の避難誘導を想定し、避難誘導役と利用者役の役割分担や避難誘導の方法を参加者に事前説明し、避難誘導役と利用者役が区別できるように首から札を掲げ、避難誘導役の職員が利用者役の職員を避難誘導する訓練を実施している。
近畿財務局	防火管理者の行う避難訓練とは別に、独自に職員の大半が参加する訓練を実施し、課題等を把握して防災マニュアルの見直しを図っている。
大阪労働局（第2庁舎）、淀川労働基準監督署	既存の誘導標識だけでは、避難口の方向等が分かりにくいことから、独自に利用者にとって分かりやすい絵記号及び矢印を使用した誘導標識を作成し、庁舎利用者が目にしやすい場所に大きく掲示している。  (大阪労働局の例)

**事例 20 防火管理者が消防計画の引継ぎを未実施（1機関等）、消防訓練を未実施（5機関等）、消防用設備の点検で判明した不備を未改善（3機関等）など防火管理対策が不適切なもの**

機関名	事例の概要（代表例）
防火管理者が消防計画を未引継ぎ（布施公共職業安定所）	布施公共職業安定所は、昭和61年に消防計画を消防署に届け出ているが、消防計画が引き継がれておらず、所在及び内容が不明であることが平成26年5月に判明した。 そこで、改めて最新の組織構成に基づく自衛消防組織等を記載した消防計画を作成し、平成26年6月3日付けで消防署へ届け出ている。
消防訓練未実施 (東大阪労働基準監督署、淀川公共職業安定所、大阪西公共職業安定所、布施公共職業安定所、淀川河川事務所)	消防計画では、消火、通報及び避難訓練等を実施することを定めているが、窓口対応、その他業務繁忙等のため、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練が行われていない。
消防用設備の点検で判明した不備を未改善 (池田公共職業安定所、大阪合同庁舎第1号館、大阪法務局枚方出張所)	平成26年2月の池田公共職業安定所の消防用設備等点検では、障がい者専用窓口のある3階エレベーターホール前の非常照明設備について「非常照明球なし」と指摘している。この不備事項については、24年9月に実施された点検以降、改善されていない。 大阪合同庁舎第1号館及び大阪法務局枚方出張所は、来客が立ち入らない場所での設備の不備の指摘があったが、改善されていない。

## (2) AEDの設置及び維持管理

**事例 21 調査対象 46 機関等のうち AED 設置は 29 機関等 (63.0%) AED の設置は增加傾向**

(単位 : 機関等、%、台)

区分	設置機 関等数	台数	設置機関等名
合同庁舎(8)	6	6	大阪合同庁舎第1号館、同第2号館、同第3号館、同第4号館、大阪第2法務合同庁舎、大阪港湾合同庁舎
単独庁舎(19)	14	17	大阪法務局池田出張所、枚方出張所、東大阪支局、大阪入国管理局、労働基準監督署(大阪中央、淀川、北大阪、東大阪)、公共職業安定所(大阪西、淀川、池田、布施)、大阪運輸支局、なにわ自動車検査登録事務所
合同庁舎入居機関等(15)	6	8	大阪法務局天王寺出張所、堺支局、大阪労働局(第一庁舎)、堺労働基準監督署、堺公共職業安定所、近畿運輸局
民間ビル等入居機関等(4)	3	4	大阪労働局(第二庁舎)、門真公共職業安定所、ハローワークプラザ布施駅前
合計(46)	29	35	
			63.0%

注 1 天王寺合同庁舎については大阪法務局天王寺出張所が、堺地方合同庁舎については法務局堺支局、堺労働基準監督署、堺公共職業安定所が AED を設置

2 税務署は、今後、順次設置の予定。

**事例 22 日常点検未実施(1機関等)、道路に面した庁舎にAEDマークが未表示(3機関等)、AED設置情報の未登録(10機関等)**

機関等名	事例の概要(代表例)
日常点検未実施(1機関等)	日常点検等の担当者や管理手順を明確した管理要領等を定めておらず、庁舎管理担当者及び警備員による日常点検は行われていない。ただし、バッテリーやバッテリーカバー等の不具合はみられない。(大阪合同庁舎第1号館)
道路に面した庁舎にAEDマークが未表示(3機関等)	庁舎建物が道路に面しているが、自動ドア等出入口付近に AED マーク等を表示しておらず、AED が設置されていることが外部から分からぬもの(大阪合同庁舎第1号館、同第2号館、同第4号館)
AED設置情報の未登録(10機関等)	<p>救急財団に AED 設置情報を登録することを承知していなかったため、登録していないもの</p> <p>(大阪合同庁舎第1号館、同第3号館、大阪第2法務合同庁舎、大阪港湾合同庁舎、大阪法務局池田出張所、同枚方出張所、同東大阪支局、同堺支局、近畿運輸局、大阪運輸支局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <b>【参考】AED 表示の実施例 (布施公共職業安定所)</b>  </div>